

「コムストックローン約款」【コムストックローン・ダイレクト】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成17年12月5日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 契約期間満了日までにお客様から当社所定の<u>方法</u>により申込みがなされ、かつ、当社が審査して適当と認めた場合は、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。延長を認めた場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第3条~第5条 (略)</p> <p>第6条 (混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったときまたは当該発行者が破産<u>手続開始の決定</u>を受けた場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>第7条~第10条 (略)</p> <p>第11条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) 支払の停止または破産<u>手続開始</u>もしくは再生<u>手続開始</u>その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 契約期間満了日までにお客様から当社所定の<u>コムストックローン契約更新申込書</u>により申込みがなされ、かつ、当社が審査して適当と認めた場合は、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。延長を認めた場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第3条~第5条 (略)</p> <p>第6条 (混蔵保管に関する同意事項)</p> <p>前条の定めにより混蔵して保管する担保有価証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったときまたは当該発行者が破産<u>宣告</u>を受けた場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>第7条~第10条 (略)</p> <p>第11条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) 支払の停止または破産もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(2)~(5) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>第18条(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>当社は、担保有価証券にかかる公示催告の申立て、除権<u>決定</u>の確定、担保株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はいたしません。</p> <p>第19条、第20条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 17 年 12 月</p>	<p>2 (略)</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>第18条(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>当社は、担保有価証券にかかる公示催告の申立て、除権<u>判決</u>の確定、担保株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はいたしません。</p> <p>第19条、第20条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 12 月</p>